

二年八月丁巳(十五日)にある。本文書の日付が尚巴志冊封の(一〇一〇五)と同日であるのは、琉球に対しては、即位の詔が尚巴志冊封の時にもたらされたからと考えられる。従って本文書を実録の記載とくらべると、実録の「八月十五日」を「去年八月十五日」として去年を加え、実録の「以明年」を「紀今年」とするなどして、文書のもたらされた時期に合わせて書きかえている。

1-01-04

皇帝の、故国王思紹に対する諭祭文(一四二五、二、一)

祭文^①

維れ洪熙元年(一四二五)歲次乙巳、二月辛丑朔、皇帝、行人周彝^③を遣わし、琉球国中山王思紹を諭祭して曰く、惟うに王は聡明賢達にして、海邦を作鎮す。祇んで我が皇考太宗文皇帝に事え、克く忠順を乗り、朝廷を欽戴し恪んで職貢を勤めて終始渝らず。上は以て天道を敬い、下は以て国人を康んず。寔に永く藩屏を崇めて以て榮禄を享くるを望む。而るに使者の来りて、遽に哀を以て告ぐ。遠臣を撫念し、良に深く感悼す。茲に特に使を遣わして諭祭す。王靈昧からず。予の至意を鑑みよ。

再対して之を正す^⑥

注(1) 祭文 神を祭る時に誦える文。ここでは死者を哀悼するため

のもの。

- (2) 歲次 歲星(木星)のやどり。歲まわり。
- (3) 周彝 (一〇一〇二) 総注参照。
- (4) 太宗文皇帝 永樂帝のこと。太宗は当初の廟号で、嘉靖帝の時に成祖と改められた。文皇帝は諡号。
- (5) 職貢 みつぎ。貢賦。
- (6) 再対して之を正す 毛筆により別の書体で書かれており、校訂済を示す書き込み。

1-01-05

皇帝より世子尚巴志へ、国王に封ずる勅諭(一四二五、二、一)

皇帝、琉球国中山王世子尚巴志に勅諭す。

昔、我が皇考太宗文皇帝、恭しく天命を膺け、万方を統御するや、恩施すること一視にして、遠邇は仁に帰す。爾の父琉球国中山王思紹、聡明賢達にして、茂んに忠誠を篤くし、天を敬い上に事えること益々久しくして懈らず。朝貢は常有り、職を愆つ罔し。我が皇考、乃の勤款を嘉し、良に用て褒錫す。

肆に朕、大統を繼承するや、弘く治化を敷き、尤も繼承を重んず。念うに爾の父の告終して、已に再歲を逾ゆ。嗣嫡の賢有るに非ざれば、曷ぞ伝襲の重きを膺けんや。茲に特に内官柴山^④を遣わし、勅命を齎し、爾世子尚巴志を琉球国中山王と為して、以て其の世を継がしむ。

於戲、尚わくは忠を立て孝を立て恪んで藩服を守り、徳を修め善に務めて、以て一国の人を福にせよ。則ち爵禄の榮、無窮に延びん。尚わくは其れ祇んで朕の命を承け、怠る無く忽にする無かれ。故に茲に勅諭す。宜しく至懷を体すべし。

洪熙元年（二四二五）二月初一日 再対して之を正す

注*この勅諭は『明実録』洪熙元年二月辛丑朔の条にある。

(1) 世子 諸侯のあとつぎ。実際に王に即位して後も冊封されるまでは世子と称した。

(2) 告終 死去。『明実録』永楽二十二年（二四二四）二月戊午の条に琉球国中山王思紹の訃報の記事がある。『世譜』は思紹の死を永楽十九年とする。

(3) 内官 宦官。明朝では永楽帝の時から重用され、内廷で権力をふるったほか、兵権を握ったり、地方へ税使として出たり、また市舶の事など財政にも携わった。明初、宦官の鄭和は諸国の招撫、交易の促進のために海外へ遠征したが、柴山も同様の目的で派遣されたものである。

(4) 柴山 琉球へ派遣されたのは次の四回である。番号に続く年号は琉球到着の年を示し、掲出の『歴代宝案』文書は、中に関連文書を注記している。

① 洪熙元年。『明実録』洪熙元年二月辛丑条。（二六〇二）。

② 宣徳二年。（二六〇八）。

③ 宣徳五年。『明実録』宣徳三年十二月庚寅条。（二二一〇八）。

④ 宣徳八年。『明実録』宣徳七年正月丙戌条。（二二一一二）。

1-01-06

皇帝より国王尚巴志と王妃へ、頒賜品の目録

（二四二五、二、一）

皇帝頒賜

琉球国中山王尚巴志

紗帽一頂

金相犀帶一条

紅羅衣服一副

紵糸四匹

羅四匹

毯糸布一十匹

王妃

紵糸四匹

羅四匹

毯糸布一十匹

洪熙元年（二四二五）二月初一日

再対して之を正す

注 (1) 紗 軽くて目のあらい薄絹。シルクガーゼ。

なお、宮田俊彦「内官柴山四度の渡琉」(『茨城大学人文学部紀要』七、昭和四十九年) がある。

(5) 藩服 九服(周代、王城を中心としてその外に定めた九つの地域)の最も外の地。